

物件購入契約書

1 契約番号	第07-2016号
及び件名	物件購入(非常用飲料水袋 6L背負式)
2 契約金額	金 円 〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円〕
3 納入期限	令和8年2月28日
4 納入場所	別添仕様書のとおり
5 検査場所	同上
6 契約保証金	免除する

上記物件の購入について、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下「甲」という。）を買主とし、（以下「乙」という。）を売主として別添の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 札幌市東区北12条東7丁目1番15号
一般財団法人さっぽろ水道サービス協会
理事長 中川 雅己

乙

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の物件購入等の契約に関し、契約書に定めるもののほか、別添仕様書等に従い、これを履行しなければならない。

(製作工程表の提出)

第2条 甲は、必要に応じ乙に対し、物件の製作工程表の提出を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第4条 乙は、納入に際し甲の定める日時に立会いのうえ甲の定める検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の検査を納入の日から起算して10日以内に終えなければならない。

3 甲は、乙が第1項の検査に立ち会わないときは、検査の結果について乙の異議の申立てを認めないものとする。

4 甲は、検査に合格したときは、乙から当該物件の引渡しを受けるものとする。

5 甲は、乙が認めるときは、中間検査を行うことができる。

6 乙は、第1項の検査に合格しないときは、甲の指示する期間内に良品との交換、製作のし直し、又は補修を行わなければならない。この場合の交換、再製作又は補修後の納入については、前各項の規定を準用するものとする。

(危険負担)

第5条 前条第4項の引渡しの前に生じた物件の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(支払)

第6条 乙は、第4条第4項（第4条第6項で準用する場合を含む）の引渡しを終えたときは、書面をもって契約金額（分割払のときは、当該分割金額）の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という）に契約金額（分割払のときは、当該分割金額）を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰する理由により第4条第2項の期間内に検査しないときは、その期限

を経過した日から検査が終了した日までの期間を約定期間から差し引くものとする。この場合、差し引く日数が約定期間を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、物件の引渡し後、当該物品に種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、物品の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、甲が請求した方法と異なる方法により、物品の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完をすることができない。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、甲は、契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不可能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 前各号の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び契約解除の行使を妨げるものではない。

(契約不適合の担保期間)

第8条 甲は、契約不適合（数量を除く。以下この条において同じ。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、当該契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償及び契約金額の減額の請求並びに契約の解除をすることができない。ただし、甲が物品の引渡し時に当該契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第9条 乙の責に帰する理由により、納入期限までに物件の納入ができない場合には乙は、甲に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、特に約定をしている場合を除き、納入期限の翌日から検査合格の日までの日数に応じ、遅延日数1日について契約金額の1,000分の2に相当する額とする。ただし、遅延日数は、検査に要した日数を除くものとする。

3 契約により期日を定めて分割納入するときは、前項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ、契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

4 乙は、天災等乙の責に帰することができない事由により納入期限内にその義務を履行することができないときは、直ちに理由を明記した書面により甲に対して納入期限の延長を納入期限の到来前に申し出なければならない。

5 甲は、乙が前項以外の事由により納入期限内に履行できないときは、乙に対して履行遅延の事由及び履行可能な期限等を明記した書面の提出を求めることができる。

6 甲の責に帰する理由により、第6条第2項に規定する支払が遅れたときは、乙は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める件に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第10条 乙は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約による物件の引渡し後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決（同法第54条第3項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（同法第77条第1項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項に規定する課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定

により、確定した審決とみなされたとき又は同法第49条第2項に規定する当該課徴金納付命令に係る審判手続が開始され、同法第54条の2の規定により、当該課徴金の納付を命じる審決が確定したとき（同法第77条第1項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (5) 前各号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の3の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。
- 3 第1項各号の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
(契約の解除等)

第11条 甲は乙が一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約規程第32条第1項に該当するときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除したときは、既納部分を検査し、当該検査に合格したものは、これを購入することができる。
- 4 第1項の規定により契約が解除された場合、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(その他)

第12条 乙は、この契約書に定める事項のほか、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約規程及び関係法令を遵守するものとする。

- 2 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。